

第16回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会 議事要旨

- 日時及び場所 平成21年12月4日(金) 14:45～16:20 役場第1会議室
- 出席者 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会委員：
三浦隆利委員長、野田英彦副委員長、宇藤安貴子委員、中村忠充委員、
蹴場清見委員、坂下文明委員、宮村尚哉委員、月舘勝男委員、坂上實委員、
宮村純吉委員、澤口博二委員、久慈正良委員、上平喜四郎委員 13名
田子町：松橋町長、中澤室長、古郡主事 3名
傍聴等：6名(青森県2、マスコミ関係4)

■ 次 第

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 案件 報告案件：両県の事業実施状況
協議案件：青森県の策定する県境不法投棄現場の環境再生計画(案)に対する田子町の対応について
その他
- 4 閉会

■ 議事要旨

《町長挨拶》

青森県は撤去作業が順調に進んでいる。青森県協議会の内容も環境再生計画の策定に向けた検討が進んでいる。今日は今までの両県の取組内容、そして現場の環境再生の方向性をご協議いただきたい。

先般の新聞で報道されたように、廃棄物撤去後すぐに植樹をするものと思っていたが、撤去後からは少し遅れる様子。植樹について町として協力するために約3万5千本の苗木の準備を既に進めており、県と町の歩み方がアンバランスになるような気がする。この点も踏まえてご協議いただきたい。

《報告案件について》中澤室長から報告案件参考資料に基づき説明

【中村委員】

地山が正確に分析調査され、正しい数値が町民に公表されることを望む。基準値を超える数値が出ている箇所もあるので、今後も地元住民として十分注意を払っていく。

【三浦委員長】

青森県側現場から出たコンクリート塊やドラム缶は今後どのように処理されるのか。現時点の保管方法はどうか。岩手県側現場から出たドラム缶はどのように処理される予定なのか。両県の処理方法の整合性がとれているか。

【中澤室長】

青森県側では防水シートで囲って一箇所にとめて保管している。岩手県側では保管用の一周り大きいドラム缶に1本ずつ入れて一部保管。

【三浦委員長】

地山の分析結果について、これで本当に撤去が完了したと言えるのか。廃棄物等撤去完了の基準は何か。地山の定義は何か。透水係数が限りなくゼロに近い箇所を地山というのではないのか。

【中村委員】

地山公開に参加したが、専門的な知識に乏しいため、県や専門家の言葉を信じるほかにない。

【三浦委員長】

撤去し終わったエリアのボーリングコアで、例えば人工的な様々な地層が出る段階では地山とは言えない。地山の定義が不明確で信用し難い。

【坂上委員】

地山確認の際には八戸工業大学の先生もおいでになった。専門家から説明を受ければそれ以上は追求できないような状況。

【三浦委員長】

(地山の解釈の仕方について図で説明) 地山という定義において、そこからベンゼン等の物質が出るということは、その地点は地山とは言えない。

【坂上委員】

委員長からそうしたお話を聞いた上で、地山の検証をする必要がある。

【三浦委員長】

掘削をどの時点で終了するのか、掘削をやめる条件を青森県から明らかにしてほしい。

【坂上委員】

この協議会で一度現場を視察する機会を求める。

【久慈委員】

第2回目の地山確認に参加したが、土の質から、それが地山であるという私自身の認識があった。

【中澤室長】

三浦委員長の考える地山の定義と、青森県のいう地山の定義の違いを整理していきたい。

【三浦委員長】

どの時点で土壌の掘削を終了するのか、その線引きは非常に難しい。

土壌の質によっては50センチや1メートル程ボーリングしてコアを採ることも大変な作業。測定法など一度確認をしたい。

【野田副委員長】

鉛が出たのは表層土と書いてあるが、表層土とは何か。

【中澤室長】

表層から深度50センチまでの土壌。

【三浦委員長】

一般的な表層土の定義は、深度5メートルから10メートルのところをいう。

【中澤室長】

これについては県の見解を提示していただきながら、今後も議論していただくこととしたい。

《協議案件について》中澤室長から協議案件参考資料に基づき説明

【澤口委員】

青森県が取り組んでいる再生計画策定については、これまで県の協議会で2回程議論の機会が設けられたが、取組の具体的方法について一切示されていない。この程度の内容であればもっと何年もかけて議論しても良かったのではないかと。計画策定の目的部分と取組の具体的方法とでズレがある。

【中村委員】

平成20年5月に青森県から、環境再生計画策定における田子町からの意見を提出するよう求められ、それに答えるため町では全世帯を対象とした住民調査を実施し、その結果を踏まえて、環境再生ワーキンググループ、そして原状回復調査協議会で協議し、同年8月末に意見書を提出したという経緯がある。それからすぐに青森県は何らかの反応をするものと思っていたが、それから1年間は放置し、今年には再生計画素案に対する意見を再度求めるようなことをしている。

青森県のこの計画策定に対する意気込みが感じられない。計画には具体性が全く示されないまま。次回の青森県協議会には再生計画の最終案が示される予定となっているようだが、大変心配である。計画の具体的部分を検討する時間は十分にあったわけで、これからも時間は十分ある。

環境再生事業を考える上で、浸出水処理施設の稼働は再生事業とは切り離して考えるべきもの。必要であれば十数年に渡って稼働し続けなければいけない。

後世に残る環境再生事業とするのであれば、きちんとした計画を立てていただきたい。町から昨年8月に提出した意見書の内容は、県の厳しい財政事情を十分に勘案し、非常に常識的な内容に仕上げ

たものであるという認識。町民の気持ちをご理解いただき、地元の意向を十分に反映した計画であることを期待する。

【三浦委員長】

水処理施設稼働終了後に植樹を始めることでスケジュールを考えているようだが、現場に染み込んだ水が汚染されて流れ出てくることを想定していると思われる。汚染の根本を除去しないということ。浸出水の濃度がいくつになった時に処理施設の稼働を終了するか、その基準が全く示されていない。最終処分場の管理型埋立地の浸出水処理の基準や期間の実例と連動させて示されることが考えられる。まずはその基準を適用する根拠を示してほしい。

資料展示が水処理施設と連動していることもおかしい。二度とこうした問題を起こしてはいけないという意味では展示資料を歴史的教訓として残すべき。

【宇藤委員】

青森県協議会に出席しているが、意見は聞いて下さるが、肝心な部分になると「別途検討する」という話になり、計画に取り入れてくれないような感想。

【三浦委員長】

町の協議会としては、ワーキンググループの意見を基に、協議会として意見を出し続けるということが必要。我々が現時点でできる行動をとること、要望し続けることが重要。

【中村委員】

資料展示施設について。浸出水処理施設が最も適当な場所であるとは思えない。やはり現場にあるべきもの。次回の岩手県協議会で、今回の会議結果を踏まえて、岩手県側にも要望をするつもりであるが、青森県が単独でやるということではなくて、現場は一つという認識で、国民・県民に対して二度と同じ過ちを起こさないということを発信していかななくてはならない。

水処理施設稼働期間内というような半端な考えで取り組むべきものではない。両県担当者から再考していただきたい。立派な建物を望んでいるわけではないし、資料として保存する重要性からも現場に設置していただきたい。

【三浦委員長】

将来に渡って情報を発信するための資料展示施設は現場に必要であるという認識は、町協議会の共通認識として、青森・岩手両県には協力しあって設置をすることを求めていきたい。原因者は同じで偶然その現場が両県に跨っていただけのこと。これを両県へ強く要望したい事項の一つに入れたい。

【野田副委員長】

まずは水処理施設稼働終了の基準を示してもらうことが重要。資料展示については、基本的には水処理施設が稼働している間はそこに設けることでも良いと思う。水処理施設稼働終了後は、全国に情報発信するための最も有効な方法はやはりホームページである。実効性が最も大きい。

【坂上委員】

昨年町から提出した意見書に拘って要望をしていく。県の財政的な問題まで私たちが考えることはない。それを考えるのであれば何も要望できなくなってしまう。

【三浦委員長】

青森県の財政も厳しいことと思うが、地元町として最低限必要という認識。廃棄物等の撤去完了または水処理施設の稼働終了、そうした事業完了の基準、この両面から要望し続けることが必要。

再度町から要望書というかたちで両県に提出していただきたい。

【中澤室長】

これまでのワーキンググループの協議結果を踏まえて、青森・岩手両県に要望書として提出したい。資料展示施設の設置については青森県だけでなく岩手県にも、同様の趣旨の要望書を提出したいと考えており、その案として今回の資料にお示しした。

残り時間が少ないので今回は協議できないが、後日、環境再生ワーキンググループ会議を再度開催し、その場でこの要望書について検討していただきご意見を頂戴したい。

要望のみならず、水処理施設稼働終了の基準など質問事項を盛り込んだかたちで文面を組み立て直したい。両県への提出は年明けとなるだろう。

【中村委員】

町では植樹のための苗木の育成に取り組んでいるが、県が環境再生事業を施工するにあたって、町としては県の事業に少しでも協力したいという思いから取り組んでいることを県は酌んでほしい。

【久慈委員】

県の環境再生計画では植樹への取組が基本となっているが、先日地山確認のために現場に見に行った感想として、あの現場に直接植樹しても木は育てないと思うのだが、青森県はどのように考えているのか分からない。膨大な量の客土が必要ではないか。今のうちから検討しておかなければならない。

【坂上委員】

客土の必要性は、町の意見としてこれまでも県に伝えてきた経緯がある。

【三浦委員長】

町協議会の意見として、客土が必要であることは既に結論づけている。それに対して青森県がどのように対応するか。廃棄物等の撤去だけでなく、現場の環境再生の実現も含めて「田子町県境不法投棄原状回復調査協議会」の目的である。したがって、今後も都度要望をしていくしかない。客土の問題も含めて、ワーキンググループで検討することとしたい。

《事務連絡等は省略》